

# 京都府立京都スタジアムネーミングライツ募集要項

## 1 募集目的

京都府立京都スタジアム（以下「スタジアム」という。）は、府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわい創出に資するため設置する施設です。

スタジアムは、JR 亀岡駅から徒歩3分、収容人数21,600人を有する府内唯一の専用球技場であり、2019年12月28日に完成する予定です。

開業後は、京都サンガF.C.のホームスタジアムとして活用されるほか、サッカーやラグビーなどの国際試合が開催可能なスポーツ施設であるとともに、音楽や地域振興の催し物など、府内最大級のイベント会場としても府民の皆様から大きな期待が寄せられています。

府では、こういった期待に応えるとともに、スタジアムの整備に伴う公共的機能の維持・向上に資する財源確保のため、スタジアムのネーミングライツパートナー企業を以下のとおり募集します。

## 2 募集主体

京都府

## 3 対象施設

京都府立京都スタジアム  
京都府亀岡市追分町

## 4 施設概要等

### (1) 施設の規模

- ① 敷地面積 約33,142㎡
- ② 建築面積 約16,000㎡
- ③ 構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造
- ④ 延床面積 約35,000㎡

### (2) 施設概要

フィールド 126m（南北）×84m（東西）

観客席 約21,600席

事務室、倉庫、諸室、にぎわい創出エリア等

スポーツライミング施設（リード、スピード、ボルダリング、キッズウォール）

駐車場、駐輪場、足湯施設

## 5 募集概要

### (1) ネーミングライツの範囲

- ① スタジアムの名称（愛称）として、企業名等を付けることができます。
- ② 愛称を命名する権利であり、京都府立京都スタジアム条例（平成31年京都府条例第5号）に規定する正式名称を変更するものではありません。
- ③ ネーミングライツ以外の特典  
スタジアム無料使用权：年間10日間以内  
→ただし利用日については、年間調整を実施する中で決定

### (2) 募集条件

- ① 契約期間  
供用開始日（2020年1月予定）から10年間以上を希望  
更新に関しては優先交渉権を付与します。
- ② 募集金額  
1年間当たり1億円以上を希望（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
※ 上記①、②の項目については、上記内容を基本としますが、応募企業からの条件提案も可能です。
- ③ 名称に係る条件
  - ・ 府民に親しまれ、かつ府におけるスポーツ及び文化の振興拠点施設にふさわしい名称（愛称）とします。
  - ・ 利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間中の名称（愛称）の変更はできません。
  - ・ 愛称の使用開始から一定の期間（1年間以上）は、条例上の施設名称と愛称を併記する場合があります。
- ④ 費用負担  
スタジアムは新設であるため、当初の名称看板、周辺の道路標識及び駅の案内表示等については、府の負担で行いますが、新たに費用が発生する場合は、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナー企業に負担していただくことがあります。
- ⑤ 応募条件
  - ・ 京都府内に本社若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。
  - ・ 京都府広告取扱要綱及び京都府広告取扱基準（京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/sisan/news/namingrights.html>）からダウンロードできます。）の規定に抵触する者でないこと。
  - ・ 国税、地方税を滞納していないこと。
  - ・ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
  - ・ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第1項に掲げる暴力団に該当しないこと。

### (3) スポンサーメリットの追加提案

追加提案がある場合には、申込書の提出と併せて提案してください。内容については、追加提案に係るネーミングライツ料の増額の有無を含め、ネーミングライツパートナー企業選定後に、当該企業と府とが協議の上、決定します。

## 6 選定方法

提出いただいた書類をもとに、外部の専門家の御意見も聞いた上で、応募者、名称案、契約期間、応募金額、社会貢献活動の内容等を総合的に検討し、応募された企業の中からネーミングライツパートナー企業を選定します。

選定結果は、全ての応募者に通知します。また、選定されたネーミングライツパートナー企業については公表します。

## 7 情報の公開

応募内容及び選定結果等については、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づき、原則として開示対象となります。

## 8 契約の締結方法

選定されたネーミングライツパートナー企業と最終的な協議を経て、当該企業と府との間で契約を締結します。

## 9 申込方法

### (1) 申込期間

平成31年4月1日（月）から5月15日（水）までに持参又は郵送により提出してください。

持参の場合の受付日時は土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合は期間内必着とします。

### (2) 提出書類

- ① 応募申込書（様式1、京都府ホームページ(※)からダウンロードできます。）
- ② 会社概要（直近3期分の決算報告書等、財務状況のわかる資料を含む。）
- ③ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書で、提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ④ 納税証明書
  - ・ 都道府県税の納税証明書
  - ・ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑤ 応募資格に関する自己申告書（様式2、京都府ホームページ(※)からダウンロードできます。）

※URL：[http://www.pref.kyoto.jp/kyoto\\_sports/news/namingrights-bosyu.html](http://www.pref.kyoto.jp/kyoto_sports/news/namingrights-bosyu.html)

### (3) 提出部数

正本1部、副本（コピー可）2部を提出してください。

なお、提出された書類は一切返却いたしません。

## 10 その他

- ・ スタジアムの管理運営については、指定管理者制度によることとしており、本募集とは別に、平成31年4月1（月）から5月15日（水）まで募集しており、2019年10月頃に決定する予定です。
- ・ 屋外広告物等については、京都府屋外広告物条例（昭和28年京都府条例第30号）等に基づき、一定の制約がかかる場合があります。
- ・ 申込に要する経費等はすべて応募者の負担とします。

## 11 質問書の受付

### （1）受付期間

平成31年4月1日（月）から4月19日（金）午後5時まで

### （2）提出方法

質問書（様式3、京都府ホームページ(※)からダウンロードできます。）により、ファックス又は電子メールで受け付けます。（下記「12 質問書、申込書の提出先」を参照してください。）

※URL：[http://www.pref.kyoto.jp/kyoto\\_sports/news/namingrights-bosyu.html](http://www.pref.kyoto.jp/kyoto_sports/news/namingrights-bosyu.html)

### （3）質問書への回答

4月26日（金）までにスポーツ施設整備課のホームページに回答を掲載します。

URL：[http://www.pref.kyoto.jp/kyoto\\_sports/index.html](http://www.pref.kyoto.jp/kyoto_sports/index.html)

## 12 質問書、申込書の提出先

京都府文化スポーツ部スポーツ施設整備課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る藪ノ内町（府庁2号館1階）

電話：075-414-4257 FAX：075-414-4285

E-mail：[sposei@pref.kyoto.lg.jp](mailto:sposei@pref.kyoto.lg.jp)